

議案第 90 号

甲府市手数料条例の一部を改正する条例制定について
甲府市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。
令和 7 年 9 月 4 日提出

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市手数料条例の一部を改正する条例
甲府市手数料条例（平成 12 年 3 月条例第 9 号）の一部を次のように改正する。
別表第 1 号中「3 筆」を「5 筆」に、「3 棟まで」を「5 棟まで、償却資産は 1 名義」に改め、同表第 2 号中「3 筆」を「6 筆」に、「3 棟」を「6 棟」に改め、「償却資産は 1 名義」を削り、同表第 18 号の 2 中「3 筆」を「6 筆」に、「3 棟」を「6 棟」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 1 月 5 日から施行する。

提案理由

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づく本市情報システムの標準化に伴い、租税公課に関する証明等の手数料に係る所要の改正を行うについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。